

公有財産売却 物件詳細書

第1 物件の表示

- ・財産名:汽船「旧せとなみ」(売却区分:1)
- ・予定価格:2,000,000 円
- ・入札保証金額:100,000 円
- ・数量:1 式

第2 日程及び手続きに関する事項

1. 入札参加申込期間

- ・受付期間:令和8年9月11日(金)午後1時～令和8年10月6日(火)午後1時(必着)
- ・受付時間:午前9時～午後5時(土日祝を除く。ただし、開始日と終了日を除く)
- ・受付場所:瀬戸内町役場 総務企画課財産・契約管理係

2. 現地説明会

- ・開催日時:令和8年9月24日(木)午前9時～午前11時
- ・開催場所:鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋大湊26-14「せとうち海の駅」前
- ・申込期限:令和8年9月17日(木)午後3時まで

3. 入札・開札

- ・開札日時:令和8年10月9日(金)午後1時30分
- ・開札場所:瀬戸内町役場 4階会議室

4. 契約締結期限

- ・期限:令和8年10月13日(火)まで
- ・※地方自治法第96条第1項第8号の議決事件となる場合は、町議会の議決を得たときに本契約として効力を生じます。

5. 売払代金納付期限

- ・期限:令和8年10月16日(金)午後2時30分まで

第3 船舶の主要目

1. 進水年月:平成14年11月
2. 造船所:株式会社 井筒造船所(長崎県長崎市)
3. 船舶の種類:汽船
4. 船体
 - (1) 船質:耐候性高張力鋼(上部構造:耐食アルミニウム合金)
 - (2) 主要寸法:長さ 32.8m / 幅 6.2m / 深さ 2.6m

- (3) 総トン数:87トン
- (4) 航海速力:約 19 ノット(公試最大 20.7 ノット)
- (5) 航行区域:沿海区域(但し限定 2.0 時間未満)
- (6) 貨物積載容量(ハッチ内):27 立方メートル
- (7) 最大搭載人員:60 人
- (8) 諸タンク:燃料油槽 9,000 リットル / 清水槽 2,000 リットル

5. 機関

- (1) 主機関:ヤンマーディーゼル 12LAK-ST 2 基(1,000ps / 736kW × 1850min-1)
- (2) 補機関:ヤンマーディーゼル 6CHL-TN 2 基(100ps / 73.6kW × 1800min-1)
- (3) 発電機:大洋電機 TWY25C 2 台(AC225V × 80KVA × 1800R/M)
- (4) プロペラ:3 翼固定ピッチプロペラ 2 基

6. 航海計器

- (1) 操舵装置(自動操舵有り):スタンド 1,600×1,020×450 1 台
- (2) 磁気コンパス:T-130SLK 1 台
- (3) 真風向風速計:AC100V 1D 型 1 台
- (4) DGPS 航法装置:JLR-7700ML II 1 台
- (5) レーダー装置:JMA-3910-6 1 台
- (6) GPS コンパス:JLR-10 1 台

7. 船内通信・警報・監視装置

- (1) 電子ホーン:E3M-24 1 台
- (2) 船内通話装置:TT-30 1 台(非常用 TR-315S)
- (3) 機関部呼出装置:1 式
- (4) 警報装置:1 式
- (5) 命令伝達装置:1 式
- (6) 衛星 EPIRB:JQE-3A 1 台

8. その他設備

- (1) レーダートランスポンダー:JQX-30A 1 台
- (2) 監視カメラ:1 式(機関室・船尾側)

第 4 船舶の基本情報・現状

- 1. 主機関運転時間:35,541 時間
- 2. 検査等の状況(1 年ごとに中間検査、5 年に 1 回定期検査)
 - ・第 4 回定期検査:令和 4 年 4 月(直近の定期検査ドック)
 - ・第 1 種中間検査:令和 7 年 4 月(直近の中間検査ドック)
 - ・船舶検査証書の有効期限:令和 9 年 6 月 7 日まで
- 3. 船舶の状態

- ・主機関及び逆転減速機については定期点検時に、補機関については定期及び中間検査時にオーバーホールを実施しています。

- ・エンジンは適宜始動させており、運転に問題はありません。

- ・燃料の種類は、主機関・補助機関ともに A 重油です。

- ・引渡し時の燃料タンクは現状のままとします。

第 5 引渡し場所

・鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋大湊 26-14「せとうち海の駅」前

第 6 留意事項

1. 資格等について:本船舶を操縦・航行するに当たって必要な資格等は、航行する区域や用途等によって異なります。運輸局等にご確認ください。
2. 現状有姿での引き渡し:売却財産は、経年変化、キズ、不具合箇所が存在することを十分理解した上で入札してください。詳細は現地説明会でご確認ください。
3. 費用負担:権利移転に伴う費用(移転登記、船舶の変更登録及び船舶国籍証書の手換等)はすべて落札者の負担となります。
4. 船舶利用時の条件:船舶等として使用する場合は、すべて買受人の責任で行うものとし、船名を変更し、瀬戸内町の徽章(マーク)等の取り外しを行ってください。